

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則

平成27年2月26日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(審議会に設置する部会)

第3条 条例第7条第1項の規則で定める部会は、特定個人情報保護評価専門部会とする。

(部会の委員の定数)

第4条 前条の特定個人情報保護評価専門部会の委員の定数は、4人とし、うち2人を専門委員とする。

(意見の陳述の手続)

第5条 審査請求人等は、条例第9条第1項（条例第16条において準用する場合を含む。）の規定により口頭による意見の陳述の機会を付与するよう求めるときは、審議会に対し、口頭による意見の陳述申出書を提出しなければならない。

2 審議会は、前項の規定による申出があったときは、その可否を審査し、当該審査請求人等に対し通知するものとする。

3 審議会は、審査請求人等に対し口頭による意見の陳述の機会を付与するときは、当該意見の陳述に係る陳述者の数を指定し、前項の通知書にその旨を記載するものとする。

(意見書等の閲覧手続)

第6条 審査請求人等は、条例第12条第2項（条例第16条において準用する場合を含む。）の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、審議会に対し、意見書等閲覧申出書を提出しなければならない。

2 審議会は、前項の規定による申出があったときは、その可否を審査し、当該審査請求人等に対し通知するものとする。

(書類の様式等)

第7条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、条例第21条に定める事項を除き、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第26号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。